[事案 2019-49] 入院給付金支払等請求

· 令和元年 12 月 16 日 和解成立

<事案の概要>

特定部位不担保法の特別条件の適用により、給付金が支払われないことを不服として、入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 11 月に契約した医療保険にもとづき、平成 30 年 8 月から 9 月までの入院・手術について給付金請求を行ったところ、入院給付金および手術給付金が支払われた。その後、同年 9 月から 11 月までの入院について給付金請求を行おうとしたところ、保険会社から、部位不担保を理由に支払不可と回答されたうえ、同年 8 月から 9 月までの入院給付金および手術給付金は事務手続上の過誤により誤って支払われたものだとして、返還を請求された。しかし、契約時、募集人より 5 年間入院・手術がなければ部位不担保は外れるとの説明を受けたことから、特定部位不担保の期間を無期限から 5 年間に限定した取扱いとし、9 月から 11 月までの入院に対する入院給付金を支払い、8 月から 9 月までの入院・手術に対する入院給付金および手術給付金の返還義務は発生しないことを確認してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)保険契約内容確認書によると、特定部位不担保の特別条件について期間の定めはなく、申立人自身による署名・押印をもって承諾されていることから、特定部位を全期間保障対象外とする保険契約が成立している。
- (2) 募集人は申立人が主張するような誤説明を行っていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、 和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。